

山元町監査委員告示第 1 号

地方自治法第199条第9項及び第10項の規定により、令和5年度定期監査の結果を次のとおり公表する。

令和6年 1月18日

山元町監査委員 齋藤 忠裕
山元町監査委員 竹内 和彦

令和5年度定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を同条第9項及び第10項の規定により下記のとおり報告します。

なお、本監査は山元町監査基準に準拠して実施しました。

記

1 監査実施時期及び対象課等

月 日	対 象
11月14日（火）	企画財政課、税務課、坂元支所・坂元地域交流センター 議会事務局・監査委員事務局
11月15日（水）	保健福祉課、子育て定住推進課、保育所・こどもセンター
11月16日（木）	総務課・選挙管理委員会・消防団 会計課、町民生活課、教育総務課
11月20日（月）	坂元小学校、山下第二小学校、山元中学校 山下第一小学校、山下小学校
11月21日（火）	生涯学習課、山下地域交流センター、中央公民館

2 監査の実施内容及び着眼点

職員が「行政」「財政」に関する現状分析をどのような認識で捉え職務を全うしているかについて、次に掲げることがを主眼とし関係責任者等から説明を受け、質疑及び現地確認により監査を実施した。

- (1) 前回の監査で指導及び指摘した事項は改善されたか。
- (2) 監査時点で予算の執行は、計画的かつ効率的に執行されているか。
- (3) 事務処理は能率的・効率的に行われていたか。
- (4) 各種証拠書類等の整理は適正に行われているか。
- (5) 各課等間の連携・整合性がとれているか。

3 前回の指摘事項

なし

4 監査の結果

事務処理等についてはおおむね適正に執行されていると認められた。
なお、指摘事項は特にないが、次の点について留意されたい。

- ・事務処理ミス防止のための取り組みについて
業務上のミスや不祥事を防止するため、さらなる対策に取り組むべきである。訓示や通達のほか、特に情報共有化のしくみを組織に根付かせる取り組みが必要である。